

分野	ため池の補強等		事業番号	3	事業名	県営ため池等整備(農村災害対策)		
市町村名	辰野町	ふりがな 箇所名	たつのりゅう 辰野竜東		事業年度 (完了年度は見込み)	H24年度～ H28年度		
事業概要	計画概要 (延長・幅員・面積・工種など)	農業用ため池整備 N=3箇所 農業用排水施設整備 L=2,190m				H23年度末事業進捗率	0%	
	H24年度以降降実施内容	同上				本工事費等ベース	0%	
	H24年度実施内容	調査測量設計 1式				用地補償費ベース	0%	
	年度	全体事業費	H22年度まで	H23年度	H24年度	H24年度以降降		
財源内訳	事業費計(千円)	380,000	0	0	34,000	380,000		
	国庫支出金	209,000			18,700	209,000		
	その他	60,800			5,440	60,800		
	県債	99,000			8,000	99,000		
	一般財源	11,200			1,860	11,200		
箇所評価	観点	評価項目・指標等	評 価			ランク	評点	
	必要性 (20)	保全対象人家戸数	10戸以上	1～9戸	0戸	A	15	
		保全対象公共施設	2箇所以上	1箇所	なし		5	
		小 計					20	
	重要性 (15)	水利施設としての依存度	依存度 大	依存度 中	依存度 小	A	7	
		かんがい(排水)受益	100ha以上	40ha以上100ha未満	40ha未満		3	
		防災計画上の位置づけ	位置付けあり	位置付けなし			3	
	小 計					13		
	効率性 (10)	防災効果(B/C)	1.2以上	1.1以上1.2未満	1.0以上1.1未満	A	4	
		早期発現度(効果発現まで)	5年未満	5年以上10年未満	10年以上		2	
		ローカルスタンダード(L.S.)計画及びコスト縮減及び代替案検討等	(様式4)3項目以上該当	(様式4)2項目該当	(様式4)1項目該当		2	
	小 計					8		
	緊急性 (35)	施設への影響	影響が明白	影響が推定される	影響の兆候がある	A	7	
周辺へ与える影響		影響が明白	影響が推定される	影響の兆候がある	7			
過去の被災履歴(河川管理者からの改善要求等)		5年以内に複数回(改善要求書がある)	5年以内に1回(改善勧告がある)	左記以外に被災有(改善勧告なし)	10			
応急対策の実施状況		応急対策実施中	過去に実施済み	応急対策未実施	3			
小 計					27			
計画 (20)	地域からの要望	地域住民の内発的な活動が強い	市町村からの要望がある	特に要望ない	B	6		
	事業情報の共有	関係者以外に広く周知	関係者を中心に周知	特に周知してない		3		
	住民参加の状況	住民が計画策定に直接参加	住民や市町村の意見を計画策定に反映	住民意見は反映していない		4		
小 計					13			
費用対効果(B/C)		1.7		評 価 の 合 計		A	81	
事業周辺環境	事業実施に至る歴史的経緯・社会的背景	[ため池] たつの海ため池は昭和40年代前半に、赤羽、洞の田両ため池にいたっては明治以前に築造以降大きな改修が行われておらず老朽している。赤羽ため池は、堤体が風波による浸食で断面不足が生じているほか、余水吐がなく緊急時の排水不可能なうえ、取水施設の劣化が著しい。洞の田ため池は、堤体が風波による浸食で断面不足が生じているほか、余水吐が断面不足なうえ、取水施設の劣化が著しい。たつの海ため池は、斜樋、余水吐施設に亀裂による漏水があり、波除護岸には亀裂変形による背面の空洞が確認されており、各ため池とも早急な対策が必要となっている。 【農業用排水路】二洞・洞の田・鳥の子川・東天竜の各水路は、近年の宅地化により排水流入量が増加し降雨時には周辺農地、工場及び主要県道に越水被害があり、今後も同様な被害が想定されるため、早急な対策が必要となっている。						
	地域からの要望経緯	当該施設を管理する赤羽、樋口両区から町を通じて改修要望が出されている。						
	事業説明等の経緯	施設管理者である各区と7/6、7/21に地元説明会、並びに現地調査を行った。						
	環境・景観への配慮項目	[たつの海] ため池百選にも選定されており、観光資源でもある。工事実施の際、既存水利施設の利用前提で資源の有効利用とコスト縮減を併せて図り、既存の波除護岸に使用されているブロックを再利用することで、周辺環境との調和に配慮する。ミヤマシジミ(環境省絶滅危惧類、県RDB準絶滅危惧)とその食草であるコマツナギ(マメ科)の自生を確認しており、事前に移植する。 [ため池共通] ため池に生息する水中生物保護のため、工事前に水中生物の捕獲・移動を行う。堤体法面の表土を一時仮置きし、築堤後に復旧する。これらの事項については、3回(H23.7.6 H23.7.21 H23.8.1)の環境情報協議会(辰野生き物ネットワーク)に諮り了承されている。環境配慮制度対象予定箇所。						
	他事業・プロジェクトとの関連	特になし。						
	特記事項	特になし。						
地域の合意形成	全員賛成	概ね賛成	過半数賛成	動向不明	その他			
部意見	ため池及び排水路等施設の老朽化により災害防止機能が低下しており、下流域の民家・公共施設等保全対象が多い事から、必要性、緊急性が高い。			政策評価課意見	必要性が高く、重要性、緊急性も認められる。			